

京都市告示第252号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成27年7月10日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
松永医院	中京区西洞院通竹屋町下ル毘沙門町 390	平成27年6月 1日
大岡医院稲荷診療所	京都府京都市伏見区深草菟川町21番 地ファインブルーム伏見稲荷1階	平成27年7月 1日
ふかさか薬局	右京区嵯峨中又町28-6 グランツ錦 101	平成27年7月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)